

第1回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 1 号議案	令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第9号）	1
第 2 号議案	令和5年度敦賀市港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）	71
第 3 号議案	令和5年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第2号）	85
第 4 号議案	令和5年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第3号）	105
第 5 号議案	令和5年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第3号）	125
第 6 号議案	令和5年度敦賀市水道事業会計補正予算（第3号）	133
第 7 号議案	令和5年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第3号）	139
第 8 号議案	令和6年度敦賀市一般会計予算	1
第 9 号議案	令和6年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算	15
第 10 号議案	令和6年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算	19
第 11 号議案	令和6年度敦賀市介護保険特別会計予算	29
第 12 号議案	令和6年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算	33

議案番号	事 案 名	頁
第 13 号議案	令和6年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算	37
第 14 号議案	令和6年度市立敦賀病院事業会計予算	41
第 15 号議案	令和6年度敦賀市水道事業会計予算	45
第 16 号議案	令和6年度敦賀市下水道事業会計予算	49
第 17 号議案	敦賀市ホームタウン奨学基金条例制定の件	1
第 18 号議案	敦賀市犯罪被害者等支援条例制定の件	5
第 19 号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例制定の件	9
第 20 号議案	敦賀市部設置条例の一部改正の件	13
第 21 号議案	敦賀市特別会計条例の一部改正の件	19
第 22 号議案	敦賀市手数料徴収条例の一部改正の件	21
第 23 号議案	敦賀市漁港管理条例の一部改正の件	29
第 24 号議案	敦賀市営住宅管理条例の一部改正の件	31

議案番号	事 案 名	頁
第 25 号議案	敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	37
第 26 号議案	敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正の件	41
第 27 号議案	敦賀市介護保険条例の一部改正の件	45
第 28 号議案	敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部改正の件	53
第 29 号議案	敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部改正の件	65
第 30 号議案	敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例の一部改正の件	77
第 31 号議案	敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部改正の件	125
第 32 号議案	敦賀市立幼稚園設置条例の一部改正の件	143
第 33 号議案	敦賀市水道事業給水条例の一部改正の件	145
第 34 号議案	市道路線の廃止の件	147
第 35 号議案	市道路線の認定の件	153

議案番号	事 案 名	頁
報告第 1 号	専決処分事項の報告の件 (令和5年度敦賀市一般会計補正予算(第8号))	161
報告第 2 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	187

第 17 号 議 案

敦賀市ホームタウン奨学基金条例制定の件

敦賀市ホームタウン奨学基金条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市条例第 号

敦賀市ホームタウン奨学基金条例

(設置)

第1条 本市への定住を促進することを目的として、本市が実施する奨学金の返還等を支援する事業の財源を確保するため、敦賀市ホームタウン奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

本市への定住を促進することを目的として、本市が実施する奨学金の返還等を支援する事業の財源を確保するため、敦賀市ホームタウン奨学基金を設置したいので、この案を提出する。

第 18 号 議 案

敦賀市犯罪被害者等支援条例制定の件

敦賀市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び民間支援団体その他他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学している者並びに市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的

な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく受けとれることがあるよう行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することとならないよう、更なる犯罪等及び二次的被害の発生防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性

について、市民等の理解を深めるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を推進することにより、犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定したいので、この案を提出する。

第 19 号 議 案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(敦賀市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 敦賀市監査委員に関する条例（昭和50年敦賀市条例第2号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項 、第98条第2項、第242条第1項 若しくは、<u>第243条の2の8第3項</u> (地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第34条の規定により準用 する場合を含む。)の規定による監査 の請求又は第199条第6項の規定に による監査の要求があったときは、その 日から7日以内に監査に着手しなけれ ばならない。ただし、やむを得ない事 情があると認められるときは、この限 りでない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項 、第98条第2項、第242条第1項 若しくは、<u>第243条の2の2第3項</u> (地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第34条の規定により準用 する場合を含む。)の規定による監査 の請求又は第199条第6項の規定に による監査の要求があったときは、その 日から7日以内に監査に着手しなけれ ばならない。ただし、やむを得ない事 情があると認められるときは、この限 りでない。</p>

(敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 敦賀市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年敦賀市条例第31号
）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項の規定</u>により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項の規定</u>により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p>

(敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年敦賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項の規定</u>により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項の規定</u>により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が500千円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

第 20 号 議 案

敦賀市部設置条例の一部改正の件

敦賀市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市部設置条例の一部を改正する条例

敦賀市部設置条例（平成19年敦賀市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改定する。

改正後	改正前
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(5) (略) <u>(6) まちづくり観光部</u> (7) (略)	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(5) (略) <u>(6) 観光部</u> (7) (略) <u>(8) 都市整備部</u>
(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア～ウ (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> 秘書に関すること。 <u>ク</u> 広報及び広聴に関すること。 <u>ケ</u> (略)	(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア～ウ (略) <u>エ 財政に関すること。</u> <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略)

(2) 企画政策部

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ 財政に関すること。

(3) 市民生活部

ア～オ (略)

カ 男女共同参画及び市民活動の推進に関すること。

(4) 略

(5) 産業経済部

ア～オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

(6) まちづくり観光部

ア まちづくりの特命事項に関すること。

イ 公共交通に関すること。

ウ 中心市街地の活性化に関するこ

と。

エ (略)

オ (略)

カ 都市計画に関すること。

(2) 企画政策部

ア 秘書に関すること。

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ 広報及び広聴に関すること。

カ 男女共同参画及び市民活動の推進に関すること。

キ (略)

(3) 市民生活部

ア～オ (略)

(4) 略

(5) 産業経済部

ア～オ (略)

カ 中心市街地の活性化に関するこ

と。

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(6) 観光部

ア (略)

イ (略)

<p><u>キ</u> 公園緑地に関すること。</p> <p><u>ク</u> 駅周辺の整備に関すること。</p> <p>(7) 略</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) <u>都市整備部</u></p> <p><u>ア</u> 都市計画に関すること。</p> <p><u>イ</u> 公園緑地に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 駅周辺の整備に関すること。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(敦賀都市計画審議会条例の一部改正)

2 敦賀都市計画審議会条例（昭和44年敦賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局の設置) 第7条 審議会の事務局を <u>まちづくり観光部</u> に置く。	(事務局の設置) 第7条 審議会の事務局を <u>都市整備部</u> に置く。

(敦賀市まちづくり審議会設置条例の一部改正)

3 敦賀市まちづくり審議会設置条例（平成17年敦賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり観光部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政組織の改革を行いたいので、この案を提出する。

第 21 号 議 案

敦賀市特別会計条例の一部改正の件

敦賀市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市特別会計条例の一部を改正する条例

敦賀市特別会計条例（昭和38年敦賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
(種類) 第2条 特別会計の種類は次のとおりとする。 (1) 敦賀市港湾施設事業特別会計 <u>(2) 敦賀市公共用地先行取得事業特別会計</u>	(種類) 第2条 特別会計の種類は次のとおりとする。 (1) 敦賀市港湾施設事業特別会計 <u>(2) 敦賀市産業団地整備事業特別会計</u> <u>(3) 敦賀市公共用地先行取得事業特別会計</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改訂前の敦賀市特別会計条例の規定に基づく敦賀市産業団地整備事業特別会計の令和5年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

提案理由

敦賀市産業団地整備事業特別会計を廃止する必要があるので、この案を提出する。

第 22 号 議 案

敦賀市手数料徴収条例の一部改正の件

敦賀市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市手数料徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市手数料徴収条例（昭和 56 年敦賀市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前												
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付</td><td>1 通</td><td>450 円</td></tr> </tbody> </table>	事務	単位	金額	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通	450 円	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td><td>1 通</td><td>450 円</td></tr> </tbody> </table>	事務	単位	金額	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円
事務	単位	金額											
戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通	450 円											
事務	単位	金額											
戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円											
戸籍法第 10 条第 1 (略) (略)	戸籍法第 10 条第 1 (略) (略)												

項、第10条の2第 1項から第5項まで 又は第126条の規 定に基づく戸籍に記 載した事項に関する 証明書の交付			項、第10条の2第 1項から第5項まで 又は第126条の規 定に基づく戸籍に記 載した事項に関する 証明書の交付		
<u>戸籍法第120条の 3第2項の規定に基 づく戸籍電子証明書 提供用識別符号の發 行（情報通信技術を 活用した行政の推進 等に関する法律（平 成14年法律第15 1号）第7条第1項 の規定により同法第 6条第1項に規定す る電子情報処理組織 を使用する方法（總 務省令で定めるもの に限る。以下この項 において同じ。）に より戸籍電子証明書 提供用識別符号の發 行を行う場合（当該 発行に係る戸籍電子 証明書の請求が同条 第1項の規定により 同項に規定する電子 情報処理組織を使用 する方法により行わ れた場合に限る。）</u>	<u>戸籍電 子証明 書提供 用識別 符号1 件</u>	<u>400円</u>			

<u>における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>					
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通	750円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスク</u> をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	750円

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	(略)	(略)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	(略)	(略)
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使	除籍電子証明書提供用識別符号1件	700円			

<u>用する方法により行 われた場合に限る。</u>				
)における当該発行 及び除籍電子証明書 提供用識別符号の發 行に係る除籍電子証 明書の請求を行う者 が同時に当該除籍電 子証明書が証明する 事項と同一の事項を 証明する除かれた戸 籍の謄本若しくは抄 本又は除籍証明書の 請求を行う場合にお ける当該発行を除く 。)				
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の <u>交付</u> 、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条	1通	350円 ただし 、婚姻 、離婚 、養子 縁組、 養子離 縁又は 認知の 届出の 受理に ついて 、請求 により 法務省 令で定	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の <u>交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u> 又は同法第120条	1通 350円 ただし 、婚姻 、離婚 、養子 縁組、 養子離 縁又は 認知の 届出の 受理に ついて 、請求 により 法務省 令で定

<u>の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。		める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。		
戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものと閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したもとの 1 件	350 円	戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類 1 件	350 円
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明書等の広域交付及び戸籍電子証明書の発行に係る手数料を定める必要があるので、この案を提出する。

第 23 号 議 案

敦賀市漁港管理条例の一部改正の件

敦賀市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市漁港管理条例の一部を改正する条例

敦賀市漁港管理条例（昭和43年敦賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 <u>漁港法</u> （昭和25年法律第137号）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

本条例の引用する法律の題名改訂に伴い、引用条項の整理を行う必要があるのと、この案を提出する。

第 24 号 議 案

敦賀市営住宅管理条例の一部改正の件

敦賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

敦賀市営住宅管理条例（平成9年敦賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同居者に<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者</u>がある場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第23条第1号イに掲げる場合 <u>25万9千円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるものほか、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、入居者の資格に制限</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>がある場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第23条第1号イに掲げる場合 <u>21万4千円</u></p> <p>(2) (略)</p>

を加えることができる。

(住宅の明渡請求)

第36条 (略)

(定期使用許可)

第36条の2 市長は、次の各号に掲げる条件を具備する者に、10年を超えない範囲内において規則で定める期間に限り、市営住宅でその存する地域及び周辺地域の状況その他の実情に照らし子育てに適すると認めるものの使用を許可することができる。

(1) 入居の申込みをする際に、現に12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者と同居していること。

(2) 第5条に掲げる条件を具備していること。

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）は、その更新がなく、使用期間（定期使用許可の期間をいい、第6項の規定により延長された使用期間を含む。以下この条において同じ。）の満了によってその効力を失うものとする。

3 市長は、定期使用許可をしようとするときは、あらかじめ、市営住宅の使用者として決定された者に対し、前項に定める事項について、その旨を記載した書面を交付して説明するものとする。

4 前項の規定による説明を受けた者は、第9条に規定する手続のほか、当該

(住宅の明渡請求)

第36条 (略)

<p><u>説明を受けた旨を証する書類の提出をしなければならない。</u></p>
<p><u>5 市長は、定期使用許可をした場合には、使用期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、使用者に対し使用期間の満了により当該定期使用許可が効力を失う旨を通知するものとする。</u></p>
<p><u>6 市長は、使用期間が満了する日において、使用者が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者と同居しているときは、当該使用者の申出により、規則で定める期間に限り使用期間を延長することができる。</u></p>
<p><u>7 定期使用許可を受けた使用者は、使用期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</u></p>
<p><u>8 定期使用許可を受けた使用者については、第4条第7号及び第8号の規定は、適用しない。</u></p>
<p><u>9 第3項及び第4項の規定は、第6項の規定により使用期間を延長する場合について準用する。</u></p>
<p><u>10 第2項の規定にかかわらず、市長は、第29条第1項の規定により市営住宅の明渡しを請求することができる。</u></p>

附 則

この条例中第5条の改正規定は令和6年4月1日から、第36条の2を加える改正規定は規則で定める日から施行する。

提案理由

子育て世帯の入居機会を拡大するとともに、市営住宅における空き住戸の減少及び高齢化の抑制を図るため、子育て世帯を対象とした市営住宅の公募について必要な規定を整備したいので、この案を提出する。

第 25 号 議 案

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
<p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>
<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第62条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に</p>	<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第62条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に</p>

については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 26 号 議 案

敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正の件

敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護している家庭又は母がないか、若しくは母が監護していない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつその生計を維持することをいう。以下同じ。）している家庭をいう。	2 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護している家庭又は母がないか、若しくは母が監護していない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつその生計を維持することをいう。以下同じ。）している家庭をいう。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童	(6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)
3 この条例において「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童	3 この条例において「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童

<p>の父がその児童を監護している家庭又は父がないか、若しくは父が監護していない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育している家庭をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>高齢者の医療の確保に関する法律</u> <u>（昭和57年法律第80号）</u></p> <p>5～7 (略)</p>	<p>の父がその児童を監護している家庭又は父がないか、若しくは父が監護していない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育している家庭をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 27 号 議 案

敦賀市介護保険条例の一部改正の件

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例

敦賀市介護保険条例（平成12年敦賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>34,300円</u></p> <p>(2) 令<u>第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>48,000円</u></p> <p>(3) 令<u>第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>55,900円</u></p> <p>(4) 令<u>第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>68,000円</u></p> <p>(5) 令<u>第38条第1項第5号</u>に掲げる者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>37,800円</u></p> <p>(2) 令<u>第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>52,900円</u></p> <p>(3) 令<u>第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>60,400円</u></p> <p>(4) 令<u>第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>68,000円</u></p> <p>(5) 令<u>第39条第1項第5号</u>に掲げる者</p>

者 75,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 90
, 700円

ア (略)

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 98
, 200円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 11
3,400円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課

者 75,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 90
, 700円

ア (略)

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 98
, 200円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 11
3,400円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課

される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 12
8, 500円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 13
6, 000円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次

される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 12
0, 900円

ア 合計所得金額が540万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 14

3,600円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 1

51,200円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者

158,700円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率

(10) 前各号のいずれにも該当しない者

136,000円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率

は、同号の規定にかかわらず、21,500円とする。

- 3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,500円」とあるのは、「32,800円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,500円」とあるのは、「55,500円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第9条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る

は、同号の規定にかかわらず、22,700円とする。

- 3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,700円」とあるのは、「34,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,700円」とあるのは、「56,700円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第9条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日

<p>保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までに月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第<u>38条第1項第1号から第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>の属する月の前月までに月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第<u>39条第1項第1号から第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>
4 (略)	4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の敦賀市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正及び第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料算定における所得段階及び保険料の額の改定を行いたいので、この案を提出する。

第 28 号 議 案

敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部改正の件

敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部を改正する条例

敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例（平成30年敦賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改定する。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第4条 (略) 2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者</u> の <u>数</u> （当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が <u>44</u> 又はその端数を増すごとに1とする。	(従業者の員数) 第4条 (略) 2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者</u> の <u>数が35</u> 又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条 （略）

2 （略）

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する

（管理者）

第5条 （略）

2 （略）

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に

基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サー

ビス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものとみなす。

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織

」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち
指定居宅介護支援事業者が使用する
もの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針
)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、
第3条に規定する基本方針及び前条に
規定する基本取扱方針に基づき、次に
掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

②の2 指定居宅介護支援の提供に當たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」とい

」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち
指定居宅介護支援事業者が使用する
もの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針
)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、
第3条に規定する基本方針及び前条に
規定する基本取扱方針に基づき、次に
掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

う。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合
には、その態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由を記録しなければな
らない。

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによつて行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者的心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(16)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、そ

イ (略)

(16)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介

の業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>カ 第18条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p><u>キ 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>ク 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定す</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 第18条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>カ 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>キ 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定す</p>
--	--

るものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	るものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（ <u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの</u> をいう。）により行うことができる。
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第3項（改正後の条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 29 号 議 案

敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等条例の一部改正の件

敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部を改正する条例

敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例（平成27年敦賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならぬ。	第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならぬ。
2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならぬ。	
(管理者)	(管理者)
第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護	第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管

- 予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができます。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事
- 理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところに

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めできること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところに

より、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを受け付ける方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受け取ることができる。

より、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを受け付ける方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

3 指定居宅介護支援事業者である指定
介護予防支援事業者は、前項に規定す
る費用の額に係るサービスの提供に当
たっては、あらかじめ、利用者又はそ
の家族に対し、当該サービスの内容及
び費用について説明を行い、利用者
の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交
付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、
提供した指定介護予防支援について前
条第1項の利用料の支払を受けた場合
には、当該利用料の額等を記載した指
定介護予防支援提供証明書を利用者に
対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置
者である指定介護予防支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定によ
り指定介護予防支援の一部を委託する
場合には、次の各号に掲げる事項を遵
守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公
正性の確保を図るため地域包括支援
センター運営協議会（介護保険法施
行規則第140条の66第1号ロ(2)
に規定する地域包括支援センタ
ー運営協議会をいう。）の議を経な
ければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者

(保険給付の請求のための証明書の交
付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、
提供した指定介護予防支援について前
条の利用料の支払を受けた場合には、
当該利用料の額等を記載した指定介護
予防支援提供証明書を利用者に対して
交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定によ
り指定介護予防支援の一部を委託する
場合には、次の各号に掲げる事項を遵
守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公
正性の確保を図るため地域包括支援
センター運営協議会（介護保険法施
行規則（平成11年厚生省令第36
号）第140条の66第1号ロ(2)
に規定する地域包括支援センター運
営協議会をいう。）の議を経なけれ
ばならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者

に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

（掲示）

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第30条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら

に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（掲示）

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第30条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら

<p>ない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (略) エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録 オ (略)</p> <p>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第17条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用</p>	<p>ない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (略) エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録 オ (略)</p> <p>(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	---

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによつて行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

なくとも連続する2期間に1回
、利用者の居宅を訪問し、面接
するときは、利用者の居宅を訪
問しない期間において、テレビ
電話装置等を活用して、利用者
に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して
面接を行うことについて、文書
により利用者の同意を得ている
こと。

(イ) サービス担当者会議等におい
て、次に掲げる事項について主
治の医師、担当者その他の関係
者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安
定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置
等を活用して意思疎通を行
うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話
装置等を活用したモニタリ
ングでは把握できない情報
について、担当者から提供
を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する
月及び利用者の状況に著しい変化
があったときは、利用者の居宅を
訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（
イただし書の規定によりテレビ電
話装置等を活用して利用者に面接
する月を除く。）においては、可

イ 利用者の居宅を訪問しない月
においては、可能な限り、指定
介護予防通所リハビリテーショ
ン事業所（指定介護予防サービ

能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ （略）

(17)～(28) （略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である

指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32

ス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ （略）

(17)～(28) （略）

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32

<p>条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの</u>をいう。）により行うことができる。</p>
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第3項（改正後の条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 30 号 議 案

敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等条例の一部改正の件

敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等条例の一部を改正する条例

敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例（平成25年敦賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改定する。

改正後	改正前
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第7条 （略）	第7条 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(10) （略）	(1)～(10) （略）
	<u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改訂前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型</u>

	医療施設（以下「 <u>指定介護療養型医療施設</u> 」という。）
(11) (略)	
6 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	6 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
7～12 (略) (管理者)	
第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(内容及び手続の説明及び同意)	
第10条 (略)	
2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項	

の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものとみなす。

3～6 (略)

（指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第25条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものとみなす。

3～6 (略)

（指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第25条 定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

（掲示）

第35条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ

(8) (略)

(9) (略)

（掲示）

第35条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自

せることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第29条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)	(訪問介護員等の員数)
第48条 (略)	第48条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u> の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u> の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいづれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいづれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
<u>(11) (略)</u>	<u>(11) 指定介護療養型医療施設</u>
5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>	6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u> の利

の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむ

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

を得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた

- (3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置につ

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について

いての記録

(7) (略)

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する

ての記録

(6) (略)

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する

場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

<p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第60条の30第4号の規定によ</p>	<p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
---	--

る身体的拘束等の態様及び時間、そ
の際の利用者の心身の状況並びに緊
急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事

業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

<p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介</p>	<p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応</p>
---	---

<p>護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p>	<p>型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p>
---	---

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療</u>	介護職員
---	--	------

(略)	(略)	(略)	養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院

7～13 (略)

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7～13 (略)

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く

	.)に従事することができるものとする。
2 (略)	2 (略)
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第194条第2項において同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、 <u>第194条第3項</u> 及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第194条第2項において同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、 <u>第194条第2項</u> 及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)	(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)
第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

と。

(8) (略)

(9) (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他
の生産性の向上に資する取組の促進を
図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並
びに介護サービスの質の確保及び職員
の負担軽減に資する方策を検討するた
めの委員会（テレビ電話装置等を活用
して行うことができるものとする。）
を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

<p>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>
<p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p>	<p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p>
<p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>	<p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
<p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(管理者による管理)</p>	<p>(管理者による管理)</p>
<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護</p>	<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護</p>

事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第126条（略）

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第126条（略）

4 指定認知症対応型共同生活介護事業
者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業
者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業
者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 （略）

8 （略）

（記録の整備）

第128条 （略）

2 （略）

3 （略）

（記録の整備）

第128条 （略）

<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略) (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定</p>	<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略) (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対</p>
---	--

は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2~6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓

応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2~6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓

練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の

練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 (略)

定期的な点検

才 地域密着型特定施設従業者に
対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用している
こと。

(3) 利用者の安全並びに介護サービス
の質の確保及び職員の負担軽減を図
るため、地域密着型特定施設従業者
間の適切な役割分担を行っているこ
と。

(4) 利用者の安全並びに介護サービス
の質の確保及び職員の負担軽減を図
る取組による介護サービスの質の確
保及び職員の負担軽減が行われてい
ると認められること。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

<p>(協力医療機関等)</p> <p>第148条 (略)</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活</u> <u>介護事業者は、前項の規定に基づき協</u> <u>力医療機関を定めるに当たっては、次</u> <u>に掲げる要件を満たす協力医療機関を</u> <u>定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等に</u> <u>おいて医師又は看護職員が相談対応</u> <u>を行う体制を、常時確保しているこ</u> <u>と。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居</u> <u>者生活介護事業者からの診療の求め</u> <u>があった場合において診療を行う体</u> <u>制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活</u> <u>介護事業者は、1年に1回以上、協力</u> <u>医療機関との間で、利用者の病状が急</u> <u>変した場合等の対応を確認するととも</u> <u>に、協力医療機関の名称等を、市長に</u> <u>届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活</u> <u>介護事業者は、第二種協定指定医療機</u> <u>関との間で、新興感染症の発生時等の</u> <u>対応を取り決めるように努めなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活</u> <u>介護事業者は、協力医療機関が第二種</u> <u>協定指定医療機関である場合において</u> <u>は、当該第二種協定指定医療機関との</u> <u>間で、新興感染症の発生時等の対応に</u> <u>ついて協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第148条 (略)</p>
--	-----------------------------------

<u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活</u> 介護事業者は、利用者が協力医療機関 その他の医療機関に入院した後に、当 該利用者の病状が軽快し、退院が可能 となった場合においては、再び当該指 定地域密着型特定施設に速やかに入居 させることができるように努めなけれ ばならない。
<u>7 (略)</u>
(記録の整備)
第 149 条 (略)
2 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、利用者に対する指定地 域密着型特定施設入居者生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から 5 年間保存しなけれ ばならない。
(1) (略)
(2) 第 137 条第 2 項の規定による提 供した具体的なサービスの内容等の 記録
(3) 第 139 条第 5 項の規定による身 体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急や むを得ない理由の記録
(4) 第 147 条第 3 項の規定による結 果等の記録
(5) 次条において準用する第 29 条の 規定による市への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記 録

2 (略)
(記録の整備)
第 149 条 (略)
2 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、利用者に対する指定地 域密着型特定施設入居者生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から 5 年間保存しなけれ ばならない。
(1) (略)
(2) 第 137 条第 2 項に規定する提供 した具体的なサービスの内容等の記 録
(3) 第 139 条第 5 項に規定する身体 的拘束等の態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
(4) 第 147 条第 3 項に規定する結果 等の記録
(5) 次条において準用する第 29 条に 規定する市への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

<p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略) (準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、<u>第100条及び第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>	<p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略) (準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで<u>及び第100条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>
--	---

(従業者の員数)	(従業者の員数)
第153条 (略)	第153条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)	(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
(4) (略)	(4) (略)
9~17 (略) (設備)	9~17 (略) (設備)
第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 医務室 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応	(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること

じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(10) (略)

2 (略)

(緊急時の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福

。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(10) (略)

2 (略)

(緊急時の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福

祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（協力医療機関等）

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関については、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。

祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第179条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（協力病院等）

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

ければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二

種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第178条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第

2 (略)

(記録の整備)

第178条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第

2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第6

2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項

0条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2~4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人
福祉施設の管理者は、ユニット型施設
の管理等に係る研修を受講するよう努
めなければならない。

6 (略)

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に

中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2~4 (略)

5 (略)

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、

関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」とあるのは「第184条第

同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第

7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第193条 (略)

2~6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(3) (略)

(4) (略)

8~14 (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ

4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第193条 (略)

2~6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8~14 (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ

ればならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当かつ適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を

ればならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当かつ適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の

<p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略) (準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、<u>第107条及び第107条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定す</p>	<p>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略) (準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで<u>及び第107条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する</p>
--	--

る重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の

る規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の

<p>規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の敦賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例（以下「改正後の条例」という。）第35条第3項（改正後の条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第

109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第107条の2(改正後の条例第129条、第150条、第179条、第191条、第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第174条第1項(改正後の条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 31 号 議 案

敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部改正の件

敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部を改正する条例

敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例（平成25年敦賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改定する。

改正後	改正前
(管理者) <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	(管理者) <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
2 (略)	2 (略)
(利用定員等) 第10条 (略)	(利用定員等) 第10条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護

<p>通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略) (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をい</u></p>	<p>予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略) (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの</u>を交付する方法</p>
---	---

<p><u>う。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（掲示）</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>（以下この条において単に「重要事項」という。）</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結</p>	<p>3～6 （略）</p> <p>（掲示）</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結</p>
--	---

の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 22 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 43 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 25 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第 37 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 38 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第 43 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を

の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 22 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 25 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 38 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第 43 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

保護するため緊急やむを得ない場合
を除き、身体的拘束等を行ってはな
らない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 予防小規模多	指定認知症対 応型共同生活	介護職 員
------------------	------------------	----------

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 予防小規模多	指定認知症対 応型共同生活	介護職 員
------------------	------------------	----------

機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院		機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7～13 (略)
(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

7～13 (略)
(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営

	<p><u>を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</u></p>
2・3 (略)	2・3 (略)
(身体的拘束等の禁止)	(身体的拘束等の禁止)
第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等</u> を行ってはならない。	第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為</u> （以下「 <u>身体的拘束等</u> 」という。）を行ってはならない。
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 <u>身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	
(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	
(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	
(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、</u>	

身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第65条 （略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）・（2） （略）

（3） 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4） 第54条第2項の規定による身体

（記録の整備）

第65条 （略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）・（2） （略）

（3） 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4） 第54条第2項に規定する身体的

<p>的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護</p>	<p>拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護</p>
---	---

予防サービス（サテライト型指定介護
予防認知症対応型共同生活介護事業所
の場合は、本体事業所が提供する指定
介護予防認知症対応型共同生活介護を
除く。）の事業を行う事業所、病院、
診療所又は社会福祉施設を管理する者
であってはならない。ただし、当該共
同生活住居の管理上支障がない場合は
、この限りでない。

（協力医療機関等）

第84条（略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、前項の規定に基づき協
力医療機関を定めるに当たっては、次
に掲げる要件を満たす協力医療機関を
定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等に
おいて医師又は看護職員が相談対応
を行う体制を、常時確保しているこ
と。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共
同生活介護事業者からの診療の求め
があった場合において診療を行う体
制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、1年に1回以上、協力
医療機関との間で、利用者の病状が急
変した場合等の対応を確認するととも
に、協力医療機関の名称等を、市長に
届け出なければならない。

予防サービス（サテライト型指定介護
予防認知症対応型共同生活介護事業所
の場合は、本体事業所が提供する指定
介護予防認知症対応型共同生活介護を
除く。）の事業を行う事業所、病院、
診療所又は社会福祉施設を管理する者
であってはならない。ただし、これらの事
業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理
上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第84条（略）

4 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、感染症の予防及び感染
症の患者に対する医療に関する法律（
平成10年法律第114号）第6条第
17項に規定する第二種協定指定医療
機関（次項において、「第二種協定指
定医療機関」という。）との間で、新
興感染症（同条第7項に規定する新型
インフルエンザ等感染症、同条第8項
に規定する指定感染症又は同条第9項
に規定する新感染症をいう。次項にお
いて同じ。）の発生時等の対応を取り
決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、協力医療機関が第二種
協定指定医療機関である場合において
は、当該第二種協定指定医療機関との
間で、新興感染症の発生時等の対応に
ついて協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、利用者が協力医療機関
その他の医療機関に入院した後に、当
該利用者の病状が軽快し、退院が可能
となった場合においては、再び当該指
定介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所に速やかに入居させることができ
きるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第86条 (略)

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第86条 (略)

<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2の規定</u></p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>及び第62条の規定</u>は、指定介護予</p>
--	---

は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは、「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは、「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

<p>副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録<u>（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>により行うことができる。</p>
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の敦賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例（以下「改正後の条例」という。）第33条第3項（改正後の条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講

じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第64条の2（改正後の条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 32 号 議 案

敦賀市立幼稚園設置条例の一部改正の件

敦賀市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

敦賀市立幼稚園設置条例（昭和43年敦賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
(設置) 第2条 幼稚園の名称及び設置場所は次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>敦賀市立松陵</td><td>敦賀市櫛川町2丁目</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>11番5—5号</td></tr></tbody></table>	名称	設置場所	敦賀市立松陵	敦賀市櫛川町2丁目	幼稚園	11番5—5号	(設置) 第2条 幼稚園の名称及び設置場所は次のとおりとする。 (1) 敦賀市立敦賀北幼稚園 敦賀市櫛川町11番94号 (2) 敦賀市立松陵幼稚園 敦賀市櫛川町2丁目11番5—5号
名称	設置場所						
敦賀市立松陵	敦賀市櫛川町2丁目						
幼稚園	11番5—5号						

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

敦賀市立敦賀北幼稚園を廃止したいので、この案を提出する。

第 33 号 議 案

敦賀市水道事業給水条例の一部改正の件

敦賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

敦賀市水道事業給水条例（昭和38年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
(給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（ 水道法（昭和32年法律第177号。 以下「法」という。）第16条の2第 3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置 工事の軽微な変更を除く。以下同じ。 ）又は撤去しようとする者は、管理者 の定めるところにより、あらかじめ管 理者に申し込み、その承認を受けなけ ればならない。	(給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（ 水道法（昭和32年法律第177号。 以下「法」という。）第16条の2第 3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置 工事の軽微な変更を除く。以下同じ。 ）又は撤去しようとする者は、管理者 の定めるところにより、あらかじめ管 理者に申し込み、その承認を受けなけ ればならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部改訂に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提
出する。

第 34 号 議 案

市道路線の廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、
次の市道の路線を廃止する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

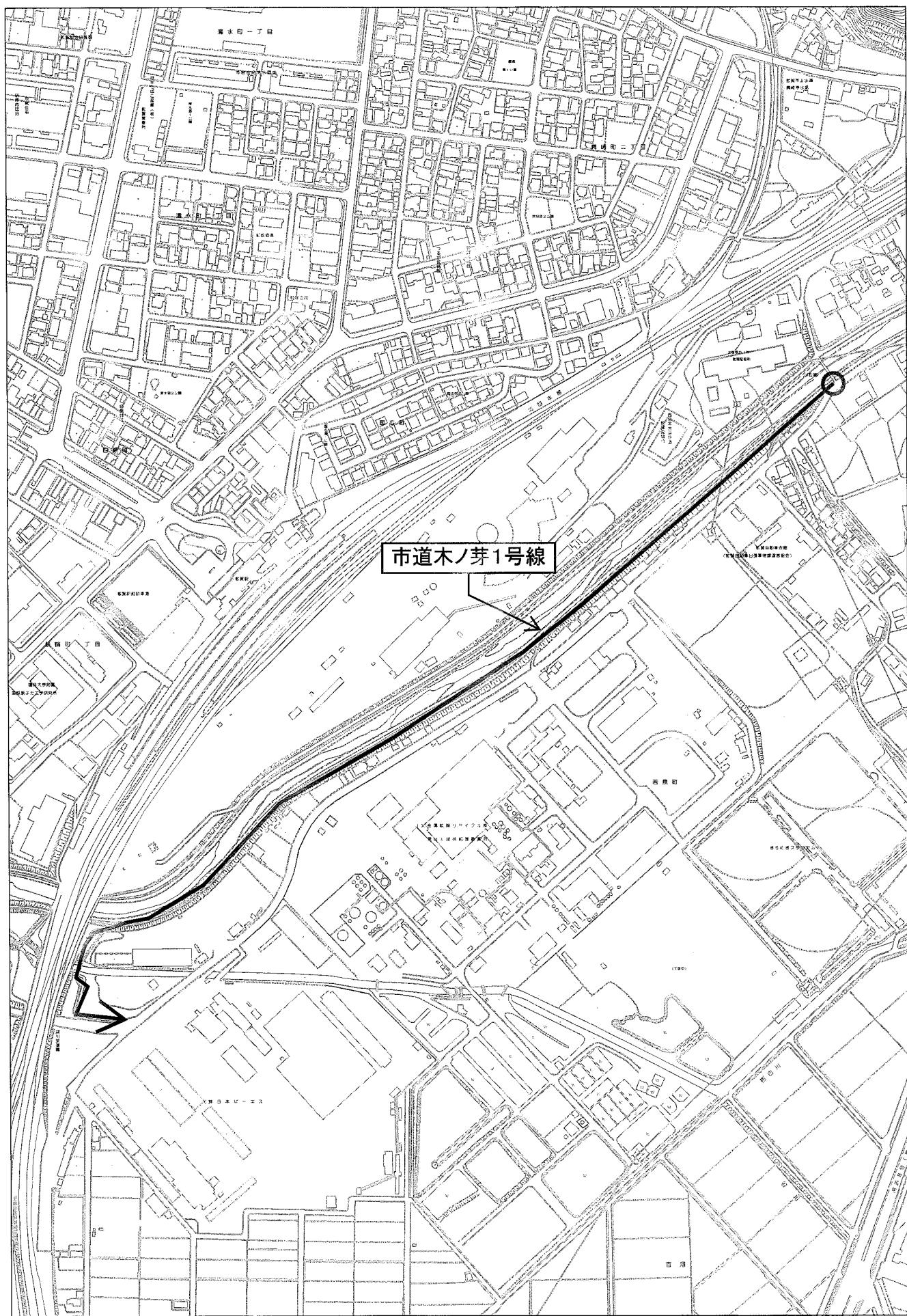
敦賀市長 米澤光治

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
994	木ノ芽1号線	中35号 4番3	津内72号 3番7	m 1057.5	m 1.5~2.4
995	布田1号線	津内79号 1番6	津内90号 7番3	m 309.9	m 1.5~4.4
1411	若泉1号線	若泉町 8番11	若泉町 504番	m 1097.4	m 3.0~6.0
1608	吉河19号線	樋の水町 12番1	深川町 1番1	m 968.9	m 3.6~8.1
1686	櫛林18号線	櫛林7号 2番4	櫛林3号 1番1	m 230.4	m 5.5~6.4

提案理由

県道の整備等に伴い、市道の路線を廃止する必要があるので、この案を提出する。

平面図

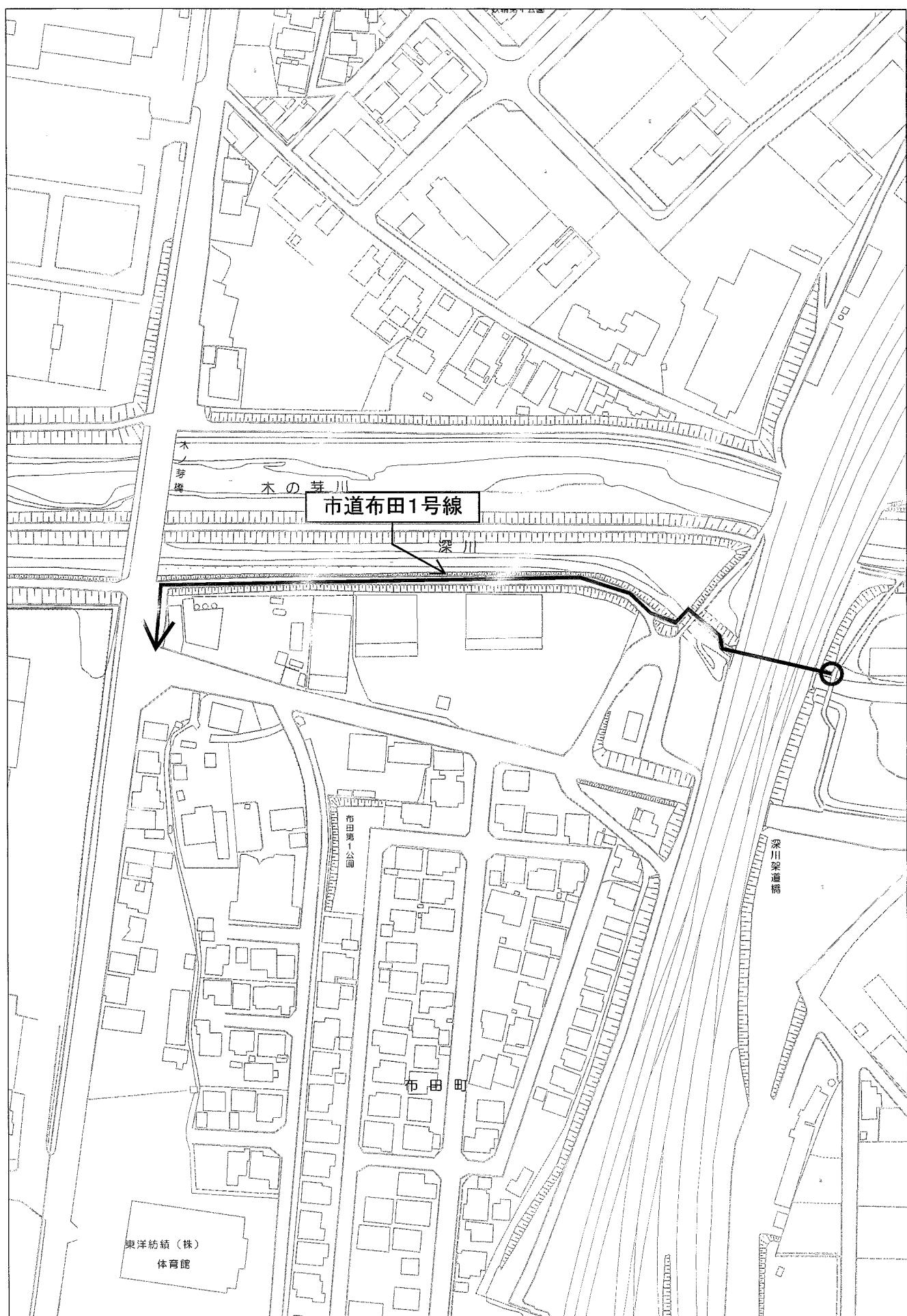


0 25 50 100 メートル



1:5,000

平面図

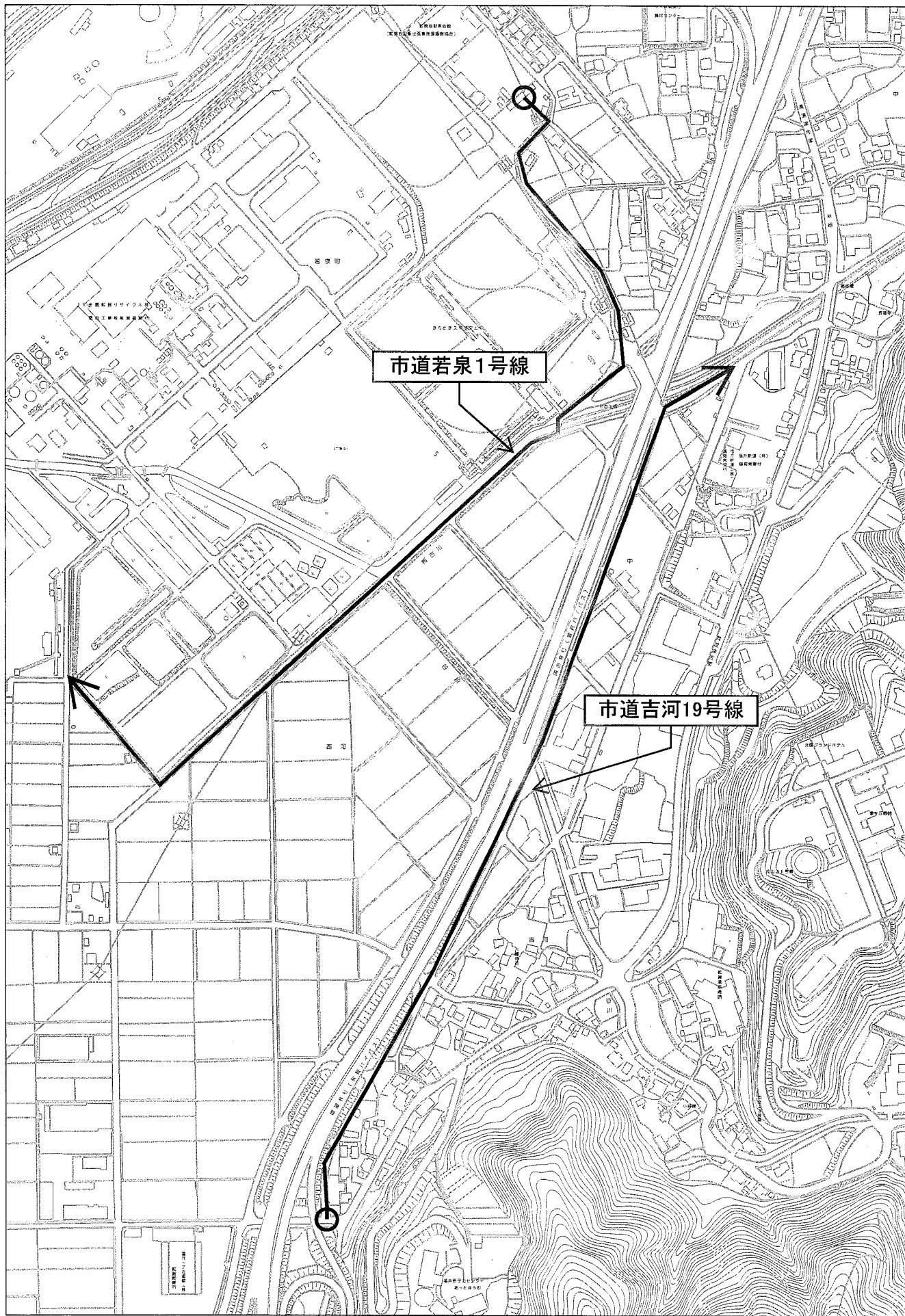


0 10 20 40 メートル

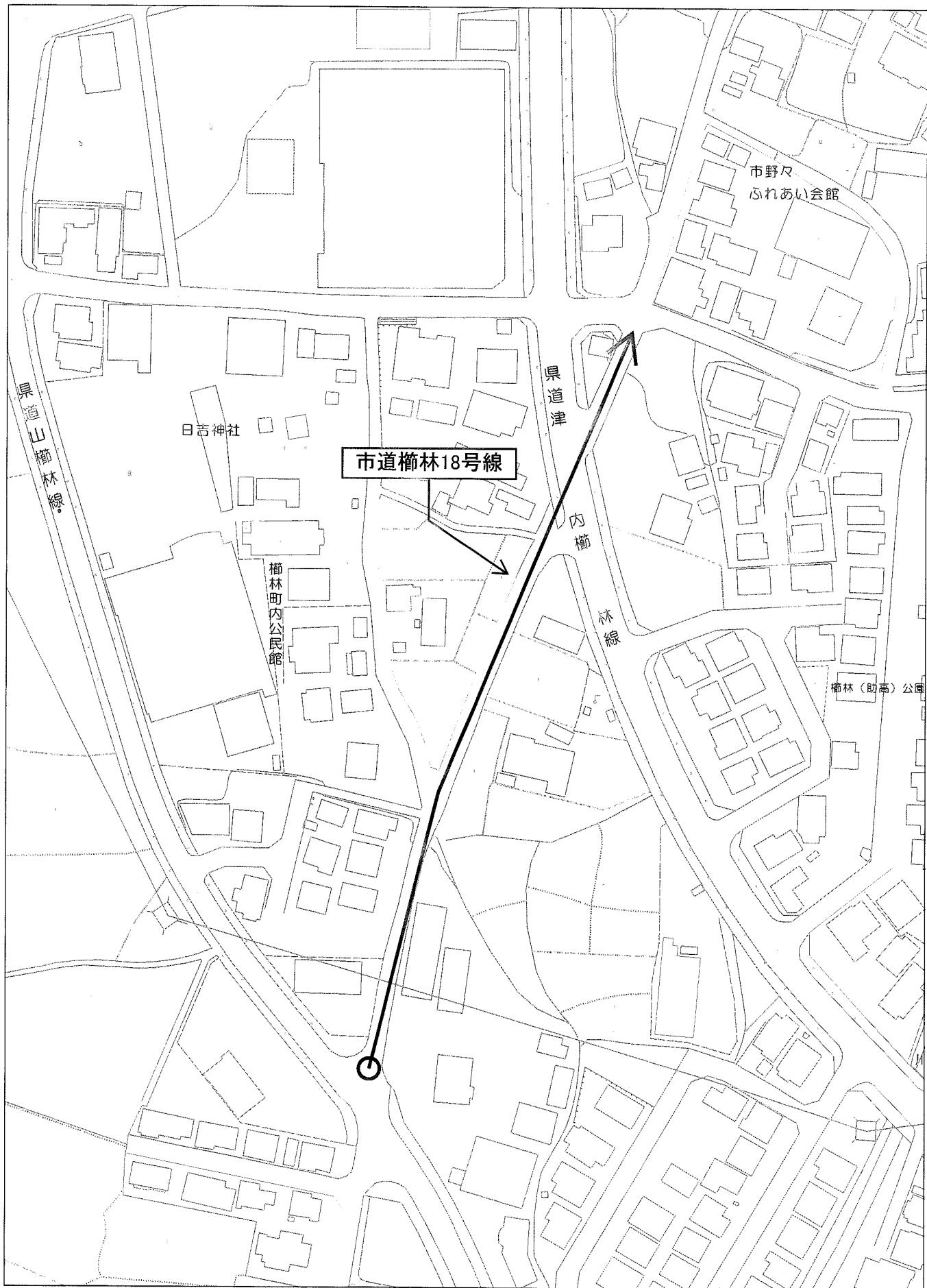


1:2,000

平面図



平面図



1:1,500

03.25.5 13 メートル



第 35 号 議 案

市道路線の認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道に認定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

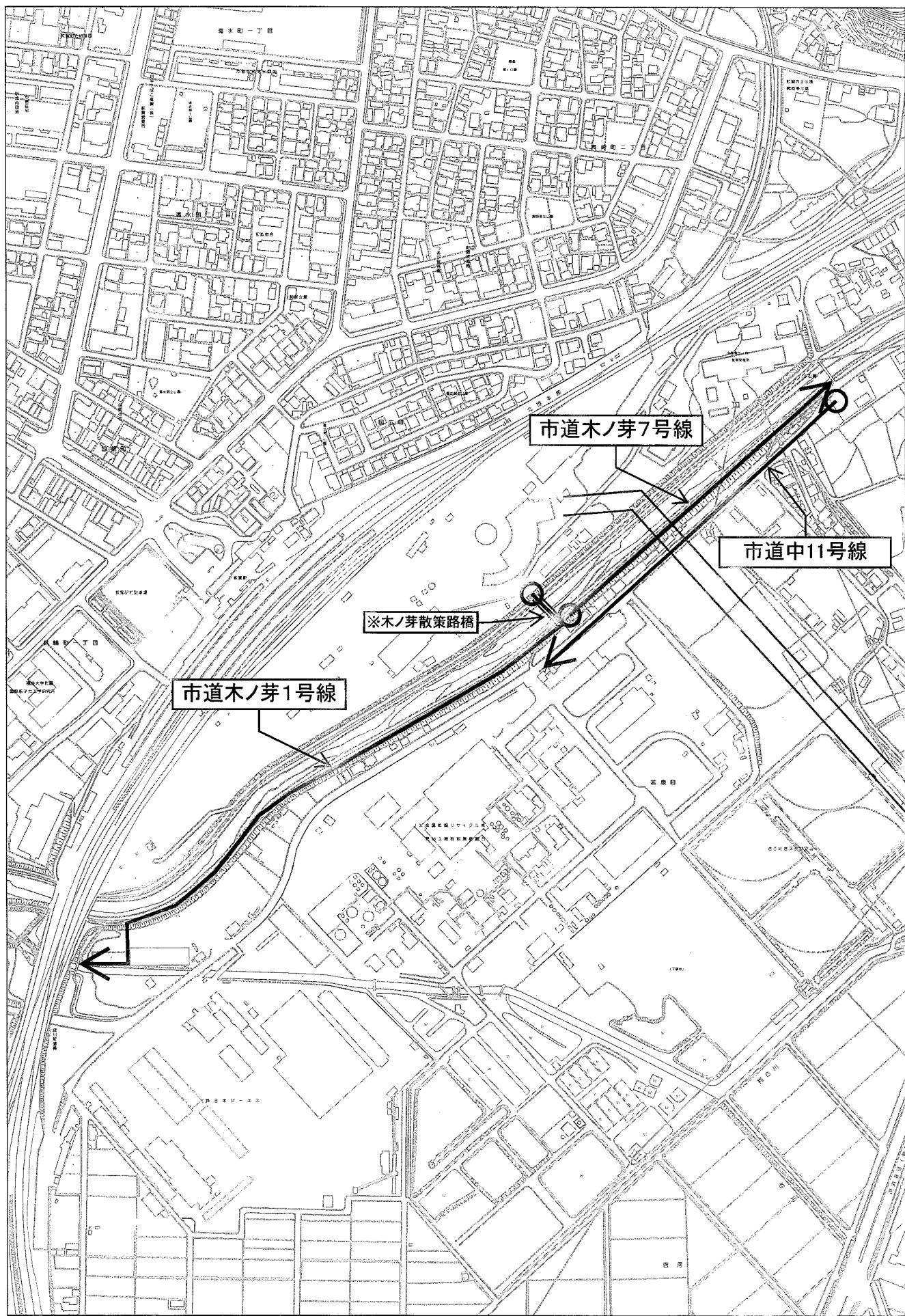
敦賀市長 米澤光治

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
994	木ノ芽1号線	泉96号 21番2	舞崎36号 1番11	m 653.0	m 2.0~8.0
995	布田1号線	若泉町 727番6	津内90号 7番3	m 424.9	m 1.5~4.4
1411	若泉1号線	若泉町 8番11	中30号 12番6	m 229.6	m 3.7~6.0
1608	吉河19号線	樋ノ水町 12番3	深川町 107番	m 809.1	m 3.7~8.1
1686	櫛林18号線	砂流35号 4番3	櫛林3号 1番2	m 29.3	m 5.6~5.9
2024	木ノ芽7号線	中35号 4番2	若泉町 74番	m 390.0	m 2.5~3.5
2025	中11号線	中35号 4番6	若泉町 1番5	m 421.0	m 4.9~12.0
2026	若泉2号線	若泉町 342番	若泉町 510番	m 735.0	m 3.0~6.0
2027	櫛林29号線	勘生野104号 28番10	砂流33号 1番13	m 311.0	m 12.0~21.0
2028	市野々55号線	市野々町2丁目 166番	市野々町2丁目 167番	m 49.9	m 6.0~6.0

提案理由

県道の整備及び開発行為による道路の帰属等に伴い、路線を市道に認定する必要があるので、この案を提出する。

平面図

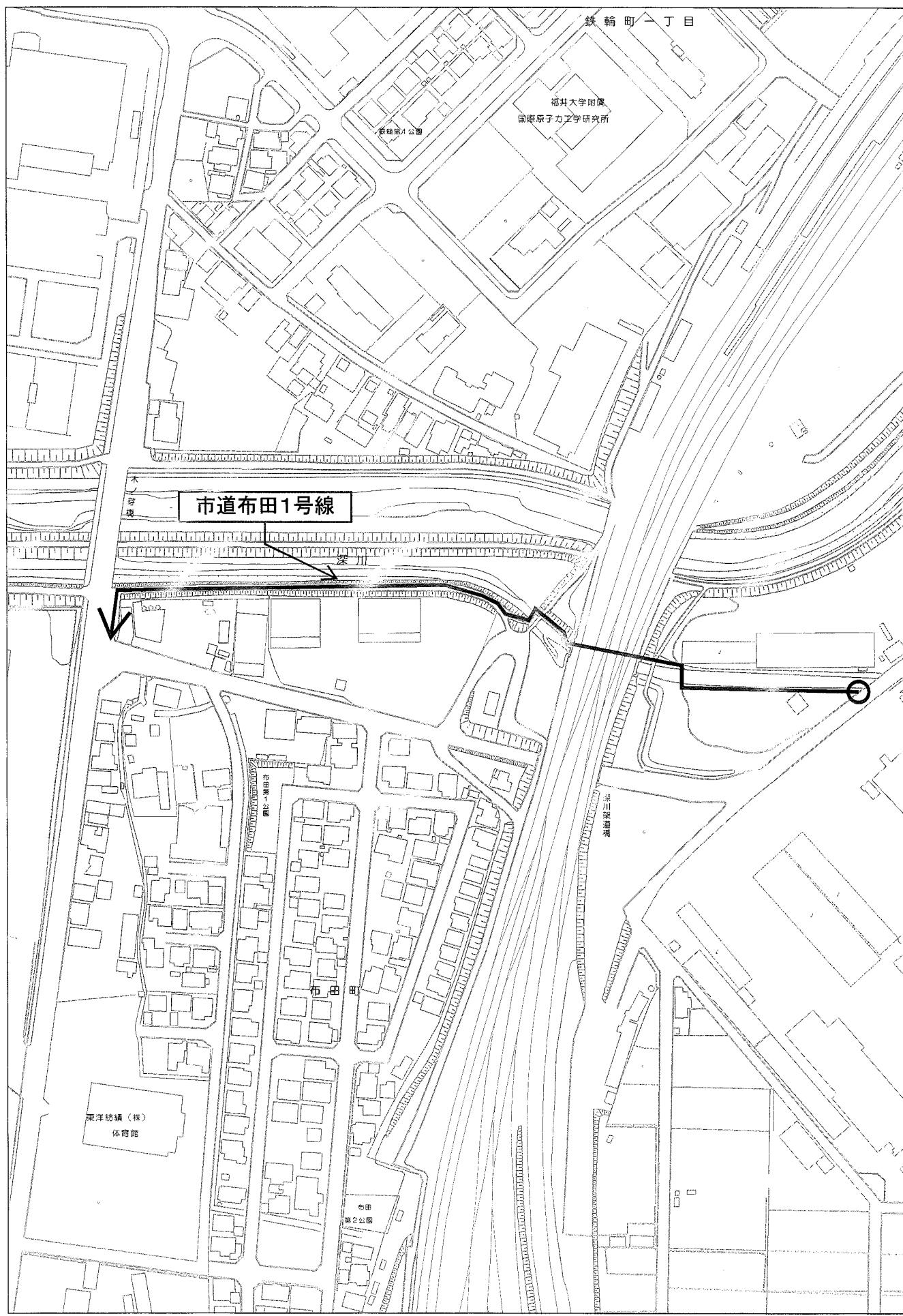


0 25 50 100 メートル



1:5,000

平面図

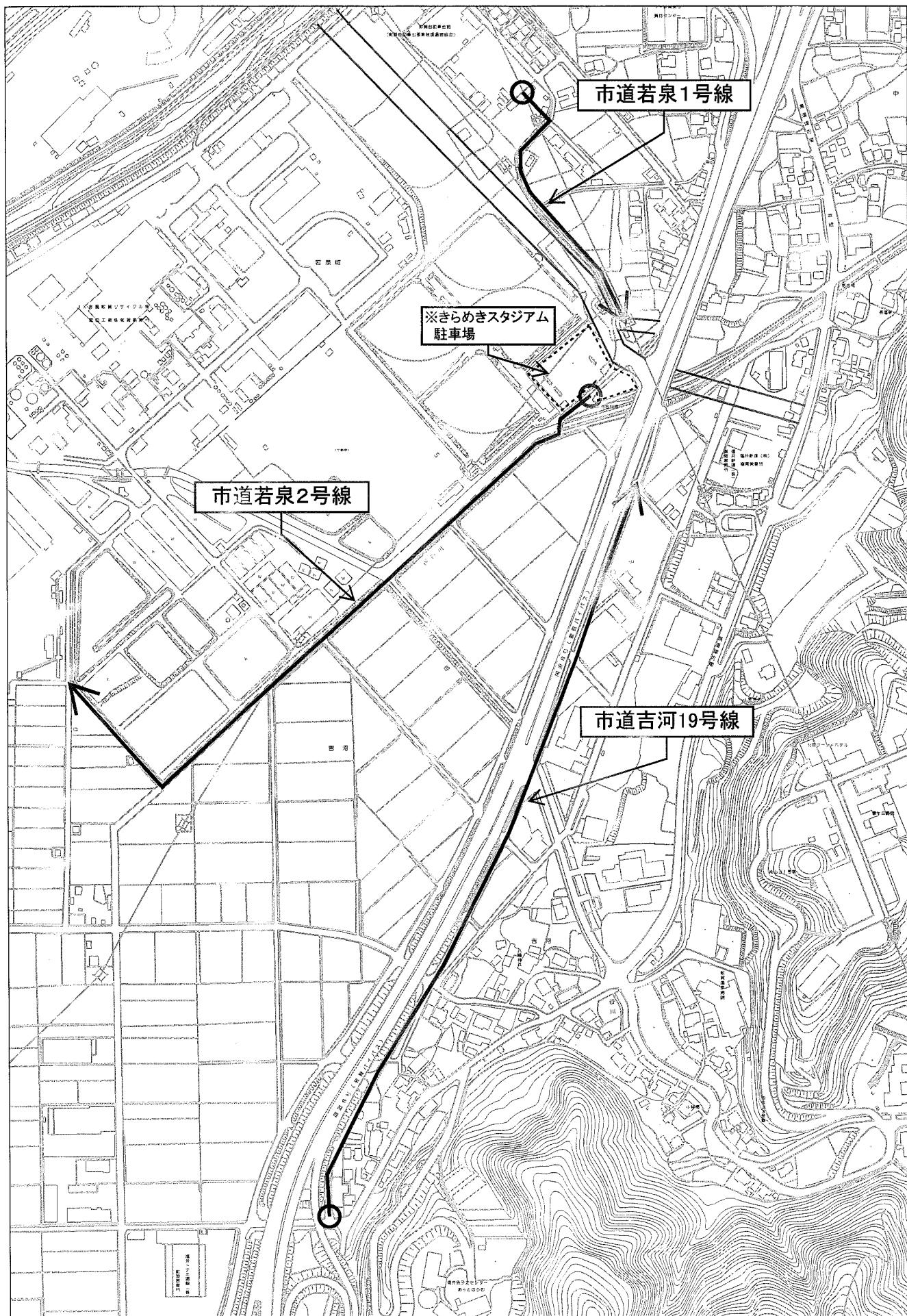


0 12.5 25 50 メートル



1:2,500

平面図

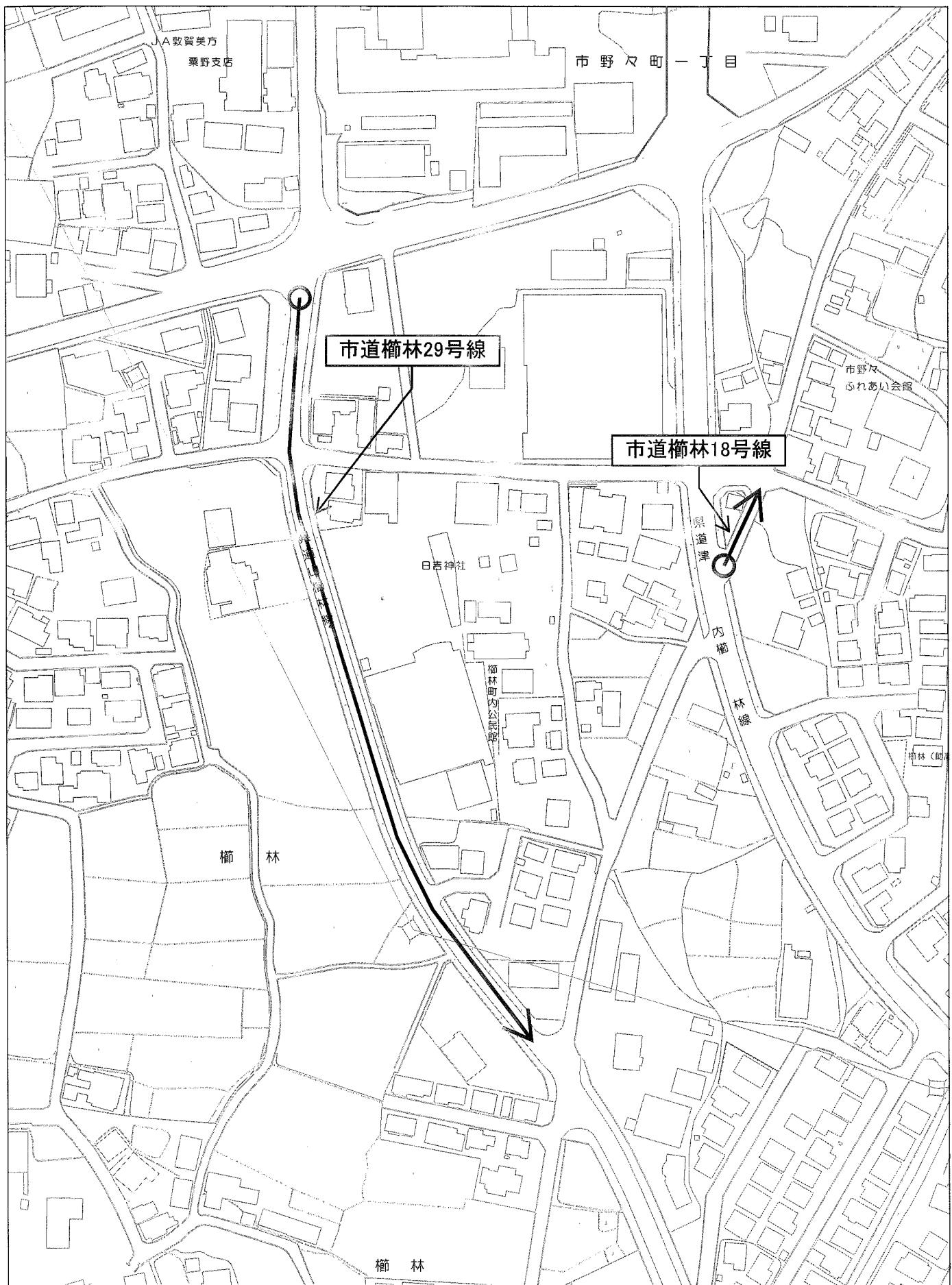


0 25 50 100 メートル



1:5,000

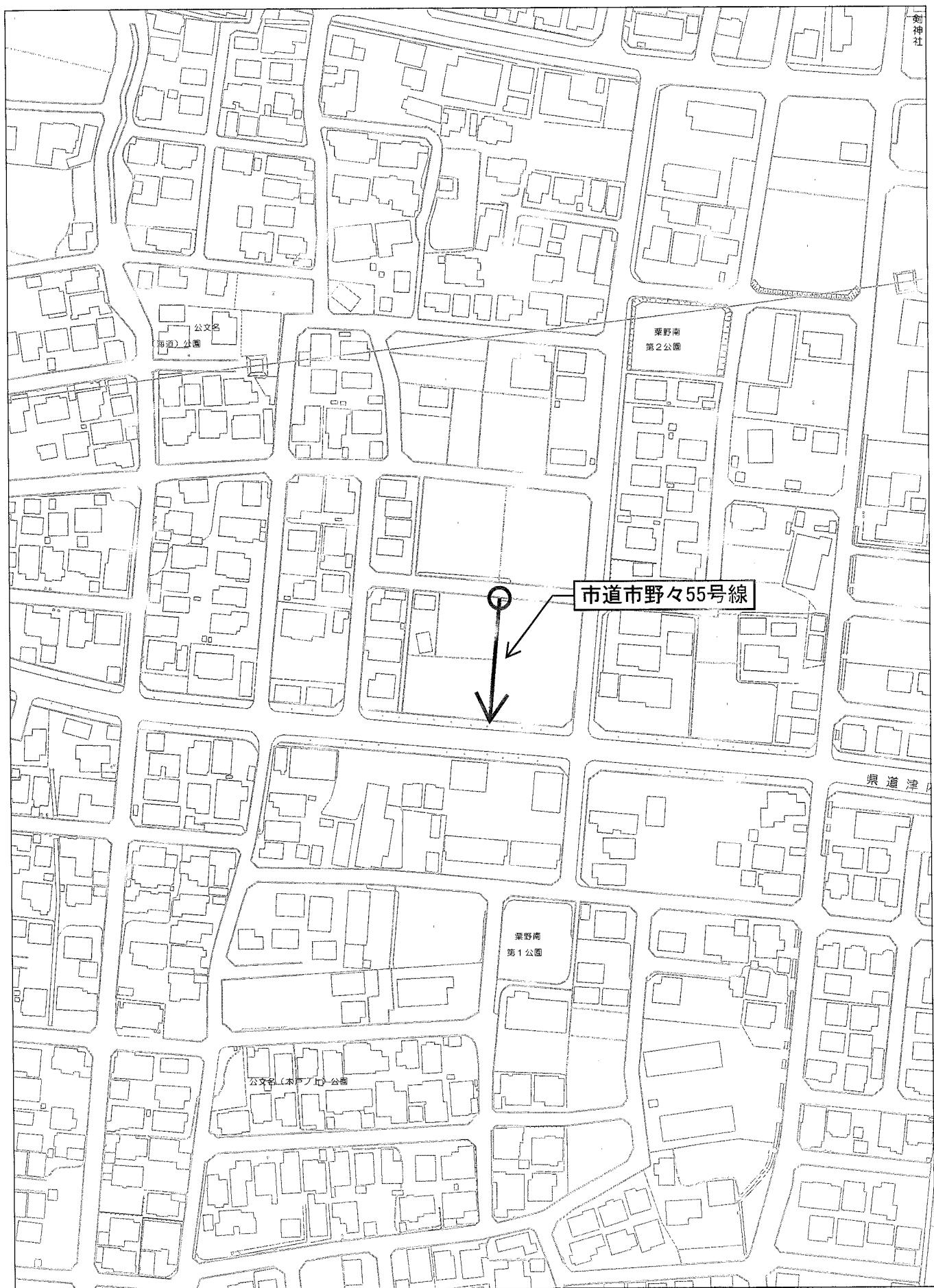
平面図



1:2,000

0 4.5 9 18 メートル

平面図



1:2,000

0.459 18 メートル



報告 第 1 号

専決処分事項の報告の件

令和 5 年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 21 日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 2 号

市長専決処分の件

令和 5 年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 31 日 専決

敦賀市長 米澤光治

令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ314,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,453,411千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
42 国庫支出金		6,765,251	186,985	6,952,236
	10 国庫補助金	4,558,663	186,985	4,745,648
57 繰 越 金		1,414,938	127,160	1,542,098
	5 繰 越 金	1,414,938	127,160	1,542,098
歳 入	合 計	47,139,266	314,145	47,453,411

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総務費		12,237,075	8,785	12,245,860
	5 総務管理費	11,575,890	8,785	11,584,675
9 民生費		11,854,425	186,985	12,041,410
	5 社会福祉費	6,388,533	186,985	6,575,518
24 土木費		3,772,786	118,375	3,891,161
	5 土木管理費	91,242	470	91,712
	10 道路橋りょう費	914,566	117,905	1,032,471
歳 出 合 計		47,139,266	314,145	47,453,411

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
9 民 生 費	5 社会福祉費	非課税世帯等物価高騰 支援給付金事務費	8,485
9 民 生 費	5 社会福祉費	非課税世帯等物価高騰 支 援 給 付 金	178,500

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書
 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金	6,765,251	186,985	6,952,236
57 繰越金	1,414,938	127,160	1,542,098
歳入合計	47,139,266	314,145	47,453,411

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 総務費	12,237,075	8,785	12,245,860
9 民生費	11,854,425	186,985	12,041,410
24 土木費	3,772,786	118,375	3,891,161

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	その他	
				8,785
186,985				
				118,375
186,985				127,160

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
42		国庫支出金	6,765,251	186,985	6,952,236
	10	国庫補助金	4,558,663	186,985	4,745,648
	6	民生費国庫補助金	1,938,757	186,985	2,125,742
57		繰 越 金	1,414,938	127,160	1,542,098
	5	繰 越 金	1,414,938	127,160	1,542,098
	3	繰 越 金	1,414,938	127,160	1,542,098

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 社会福祉費 補助金	186,985	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 186,985 (1)非課税世帯等物価高騰支援給付金事務費交付金 (8,485) (2)非課税世帯等物価高騰支援給付金交付金 (178,500)
5 繰 越 金	127,160	1 繰越金

3 歳 出

(款) 6 総務費
(項) 5 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		総務費	12,237,075	8,785	12,245,860		8,785
	5	総務管理費	11,575,890	8,785	11,584,675		8,785
		24 防災費	62,233	8,785	71,018		8,785

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	8,785	1 備蓄用品等整備事業費 需用費
		8,785 (8,785)

(款) 9 民生費
 (項) 5 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		民生費	11,854,425	186,985	12,041,410	186,985	
	5	社会福祉費	6,388,533	186,985	6,575,518	186,985	
		36 物価高騰支援給付金給付費	616,920	186,985	803,905	国庫支出金 186,985	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	120	1 非課税世帯等物価高騰支援給付金事務費 報酬 (120)
3 職員手当等	1,000	職員手当等 共済費 (1,000) (20)
4 共 濟 費	20	旅費 需用費 (40) (600)
8 旅 費	40	役務費 委託料 (1,080) (5,625)
10 需 用 費	600	2 非課税世帯等物価高騰支援給付金 負担金補助及び交付金 178,500 (178,500)
11 役 務 費	1,080	
12 委 託 料	5,625	
18 負担金補助 及び交付金	178,500	

(款) 24 土木費
 (項) 5 土木管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
24	5	土木費				特定財源	一般財源
		土木管理費	3,772,786	118,375	3,891,161		118,375
	3	土木総務費	91,242	470	91,712		470

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	470	1 職員給与費 職員手当等 470 (470)

(款) 24 土木費
 (項) 10 道路橋りょう費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	道路橋りょう費	914,566	117,905	1,032,471		117,905
	3	道路維持費	488,003	117,905	605,908		117,905

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	117,905	1 道路除雪費 委託料 117,905 (117,905)

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(331) 人 842	271,828	2,463,539	1,321,880	4,057,247	782,601	4,839,848	
補 正 前	(330) 842	271,708	2,463,539	1,320,410	4,055,657	782,581	4,838,238	
比 較	(1) 0	120	0	1,470	1,590	20	1,610	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	單 身 赴 任 手 当
	補 正 後	566,798	301,512	261,190	47,154	28,760	77,618	360
	補 正 前	566,798	301,512	259,720	47,154	28,760	77,618	360
	比 較	0	0	1,470	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	地 域 手 当	計	
	補 正 後	1,083	2,371	31,550	1,295	2,189	1,321,880	
	補 正 前	1,083	2,371	31,550	1,295	2,189	1,320,410	
	比 較	0	0	0	0	0	1,470	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	517 人		1,732,868	1,100,744	2,833,612	569,114	3,402,726	
補 正 前	517		1,732,868	1,099,274	2,832,142	569,114	3,401,256	
比 較	0		0	1,470	1,470	0	1,470	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	單 身 赴 任 手 当
	補 正 後	378,098	301,512	238,262	47,154	20,063	77,618	360
	補 正 前	378,098	301,512	236,792	47,154	20,063	77,618	360
	比 較	0	0	1,470	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	地 域 手 当		計
	補 正 後	1,083	1,560	31,550	1,295	2,189		1,100,744
	補 正 前	1,083	1,560	31,550	1,295	2,189		1,099,274
	比 較	0	0	0	0	0		1,470

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(331)人 325	271,828	730,671	221,136	1,223,635	213,487	1,437,122	
補正前	(330) 325	271,708	730,671	221,136	1,223,515	213,467	1,436,982	
比較	(1) 0	120	0	0	120	20	140	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区分	期末手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当			計
	補正後	188,700	22,928	8,697	811			221,136
	補正前	188,700	22,928	8,697	811			221,136
	比較	0	0	0	0			0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	-	給与改定に伴う 増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職 員 手 当	1,470	制度改正に伴う 増減分	-	
		その他の増減分	1,470	

報告 第 2 号

専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 21 日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 1 号

市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 5 日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 41,100 円

3 事故の態様

令和5年11月16日午前9時15分ごろ、和久野〇〇号〇〇番〇において、市職員の運転する公用車が住宅敷地内から道路に進入する際、公用車の右後方部が相手方所有のブロック塀に接触した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等は行わない。